

令和5年度 第1回 各種商品小売業 最低賃金専門部会

日 時：令和5年10月31日（火）

午後1時30分から

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 労働局会議室

（事務局）

皆様、お疲れさまです。定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第1回新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。私は、賃金室長補佐の大島と申します。よろしくお願いいたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公益側代表委員の畠山委員が所用により欠席されておりますので、計8名の委員の方の出席が認められます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、委員定数の3分の2以上の委員の出席が認められますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本日、最初の部会でもありまして、各委員のご紹介をさせていただくべきところですが、審議項目も多く、時間も限られておりますので、お配りしてあります資料 1の委員名簿と、それからそれぞれの机の上にあります名札をもってご確認いただくことでご紹介に代えさせていただきたいと思っております。

また、簡単ではありますが、事務局については、本日、労働基準部長の足立、賃金室長の小柳、私、賃金室長補佐の大島、それから賃金指導官の木村、以上の4名で事務局の対応をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、本専門部会の公開についてです。従来、本専門部会については非公開として運営しておりましたが、本年7月7日に開催した第1回新潟地方最低賃金審議会におきまして、本年示されました中央最低賃金審議会の目安制度のあり方に関する全員協議会報告に基づきまして、本専門部会の第1回については公開することが決定されました。よって、本専門部会は公開となっております。なお、傍聴者につきまして公示したところ、本日は1名の方の傍聴者が来ておられます。

それでは、議事次第2、(1)部会長及び部会長代理の選出をお願いしたいと思います。最低賃金法第24条第2項及び同法第25条第4項によりまして、部会長及び部会長代理については公益代表委員の中から選出することとなっておりますが、当専門部会では、従来か

ら推薦によりまして候補者を確認し、皆様方からご承認をいただくという方法をとって選挙として行っておりました。本年も従来どおりの方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。ご異論ないようですので、従来どおり推薦により決めさせていただきたいと思えます。それでは、委員の皆様から推薦がございましたらお願いしたいと思えます。

(片山委員)

私から部会長及び部会長代理を推薦したいと思えます。

まず、部会長につきましては、二岸委員を推薦いたします。その理由といたしましては、二岸委員は、平成 23 年から本最低賃金専門部会委員、平成 27 年からは新潟地方最低賃金審議会委員、本特定最低賃金専門部会長を歴任されるなど、部会長の就任に十分な経験と実績を積んでおられますので、この実績を踏まえまして部会長には二岸委員を推薦いたします。

次に、部会長代理につきましては、磯部委員を推薦いたします。磯部委員につきましては、本年から本特定最低賃金専門部会委員ほか、新潟地方最低賃金審議会委員に就任され、また先に開催されました最低賃金審議会においては、弁護士業務を通じて培った豊富な知識と経験をもとに公正中立な審議進行にご尽力いただいたというところの理由から、部会長代理には磯部委員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ただいま、片山委員から部会長に二岸委員、部会長代理に磯部を推薦するとのご発言がありました。ほかに推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

おられないようですので、部会長に二岸委員、部会長代理に磯部委員とすることについて、ご異議ありますでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。ご異議ないようですので、部会長に二岸委員、部会長代理に磯部委員をそれぞれお願いいたします。

それでは、二岸部会長、磯部部会長代理から、それぞれ一言ごあいさつをお願いしたいと思います。まず、二岸部会長からよろしくお願いいたします。

(部会長)

ただいま部会長に就任しました二岸です。数年前に比べて県の最低賃金が大きく上昇している現在、各種商品小売業専門部会については、あり方そのものも含め難しい局面になっておりますが、全会一致、年内発効に向けて、より充実した議論になるよう尽力したいと思います。

いますので、よろしくお願いいたします。

(部会長代理)

座ったまま失礼いたします。部会長代理をさせていただきます、磯部と申します。部会長を補佐しまして、全員一致で審議を終了できるように努力したいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

どうもありがとうございました。以後の議事進行につきまして、部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは、議事に入ります。議題(2) 専門部会の運営規定について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

賃金室長の小柳です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 2、新潟地方最低審議会特定最低賃金専門部会の運営規程をお配りしております。この専門部会運営規程に基づいて運営をしております。今期もこれに基づき運営することをご確認願います。

なお、冒頭にご説明申し上げました公開について、併せてご説明させていただきたいと思います。運営規程第5条をご覧になっていただきたいと思います。会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害される恐れがある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができると、このような規程になっております。この専門部会は、従来この但し書きに基づいて非公開とさせていただきましたけれども、今年度については、7月に開催しました第1回地方審議会において、中央最低賃金審議会の目安制度のあり方に関する全員協議会、こちらでは、5年に一度、この目安のあり方、あるいは審議会の運営の仕方等について見直し議論をしていただくことになっているのですけれども、その全員協議会報告の中で公開についても今回見直しが行われたということです。見直しについては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない、こういう二つの観点を踏まえて、公・労・使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当、こういう結論に至ったということです。そして、第1回の本審においては、この報告を踏まえて第1回目の専門部会については公開とすることが決定されました。ただし、公開するのは、先ほど申し上げましたとおり、公・労・使の三者が集まって議論を行う部分とされておりますので、公・労・使の三

者が集まって議論を行う部分を公開するということが決定されたということです。

公開するというのは具体的にどのようなことを指しているのかということですが、一つは会議の傍聴です。公示することによって傍聴者を募り、審議状況を傍聴していただく、これが一つです。二つ目は議事録の公開です。議事内容をホームページに掲載する、こういうことを公開と指すということです。

一方で、専門部会については、今ほどご説明しております運営規程、本審議会とは別の独立した規程が定められておりますので、1回目については本審の中で公開ということが決定されましたけれども、2回目以上の公開の判断、これについては専門部会で決めるべきであるとされたところです。よって、本専門部会において、2回目以降の公開の可否についてご議論をいただきたいと思います。以上、よろしくお願いたします。

(部会長)

ありがとうございます。今ほどの事務局からの説明について、何かご質問やご意見はございますでしょうか。特にないでしょうか。なければ、今後の専門部会について、全員協議会報告を踏まえて、公・労・使の三者が集まって議論を行う部分については公開とするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、ご異議はないようですので、今ほどのように公・労・使の三者が集まって議論を行う部分については公開といたします。

続きまして、専門部会の運営について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

引き続きまして、着座にてご説明させていただきます。

1点目は、最低賃金審議会令第6条5項の取り扱いでございます。最低賃金審議会令第6条5項の規定についてでございますが、事前にお配りしております最低賃金決定要覧、こちらの149ページに条文がありますので参考にさせていただければと思います。第6条5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と定められております。つまり、専門部会で決定したことは、本審議会に戻さずに決定することができるということの趣旨です。平成27年度から新潟県最低賃金審議会の審議におきましてもこれを適用して、専門部会で全会一致した場合に限り審議会の決議とする、こういう取り扱いになっております。本年度も第1回の最低賃金審議会において、この取り扱いについてご了承いただいておりますことをご報告いたします。

2点目は、最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者に対する意見聴

取についてでございます。これについても第4回の本審議会でご確認いただきましたことから、事務局において最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、令和5年8月23日から9月12日正午までを期限として必要な公示を行ったほか、当局のホームページに掲載して広く意見を求めました。結果として、期限までに意見は提出されませんでした。

以上、ご報告いたします。

(部会長)

ありがとうございます。ただいま説明がありました専門部会の運営について、ご質問、ご意見はありますか。ないでしょうか。

なければ、次に議題(3)新潟県各種商品小売業最低賃金の改正についてに移ります。最初に配布資料について説明をお願いします。

(室長)

引き続きまして、私から説明申し上げます。お手元にお配りしております資料、これに基づいて説明したいと思います。

まず最初に、資料10、少し飛んで申し訳ありませんけれども、「申出書」をご覧になっていただきたいと思います。この各種商品小売業が本専門部会でご審議をしていただくまでの経過について、おさらいも含めてご報告させていただいた後に資料の説明を行いたいと思います。

まず、この意見の申出ですけれども、その前に、本年3月17日に開催しました令和4年度の第5回の最低賃金審議会において、意向表明がなされました。金額の改正について行いたいというような表明です。その表明の後、本年の7月27日にこの申出書が正式に出されたということです。提出されたこの書類について、事務局において審査した結果、いずれも適用労働者数の概ね3分の1以上の合意がなされているということが認められましたため、正式に受理したということでございます。その受理後、8月7日に開催されました第3回最低賃金審議会で、必要性の有無について新潟労働局長から審議会長宛てに諮問がなされて、必要性があると認められたものです。必要性があるということでしたので、その後、金額審議にかかる諮問が行われて、専門部会の設置、そして本日を迎えたということでございます。申出書の内容については、後ほどご説明する機会があったらご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料3以降、主に新潟県の経済情勢、これらについてご説明したいと思います。

まず、資料3でございます。日本銀行新潟支店が出しております10月2日の新潟県の金融経済情勢、これについてです。ここにありますように、県内の景気は、原材料高の影響

などを受けつつも緩やかに持ち直しているというような評価となっております。併せて新潟財務事務所についてですけれども、前回、令和5年4月の判断は緩やかに持ち直しているから、令和5年7月の判断は持ち直しているというように変わっております。一番最後のほうの統括判断の要点の中で、個人消費についても触れておりまして、個人消費についても持ち直している、生産活動は緩やかに持ち直しつつある。雇用情勢は改善している。このような評価をしております。

次のページは、第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社の評価でございます。こちらについても、冒頭にありますように、県内経済概況は緩やかに持ち直しているということに触れています。生産活動については、二つ目です。食料品はスーパー向けなどの販売が好調であることに加え、外食や宿泊施設向けが増産となっており、堅調に推移しているという判断。それから、個人消費については、6月の小売業販売額は前年比3.3パーセント増となった。百貨店・スーパーやドラッグストアなどが増加したことから、19か月連続で前年を上回った。こういう評価を行っているところです。

続きまして、資料4が日銀の金融経済動向の詳細に渡る資料ということですので。こちらの4ページ目のところに個人消費について記述がありますので、ご覧になっていただきたいと思えます。個人消費は、一部で弱い動きとなっているものの、回復している。百貨店・スーパー販売額は回復している。食料品は堅調に推移しているほか、衣料品は持ち直している。こういう評価になっております。

併せて同じ資料の7ページに、生産は回復の動きに足踏みがみられる。食料品、米菓、練り製品は堅調に推移している。こういう評価になっております。

続きまして、資料6。新潟県における最低賃金の推移の表を添付させていただいております。ご承知のとおり、この10月1日から地域別最低賃金は931円になっております。特定最賃について、各種小売ですけれども、令和元年の12月31日に842円という金額になりまして、その後、3年間据え置きということになっております。その間に、令和3年度に地域別最低賃金が859円になりまして、この各種商品小売業を上回る金額になり、いわゆる埋没の状態、各種商品が県の最低賃金を下回ったことから、各種商品小売業の最低賃金は地域別最低賃金の金額になったということ。それで今日に至っているということでございます。

それから、資料7からについては、各種商品小売業の推移について表にしております。これはご覧になっていただければと思えます。

それから、資料8が令和5年度の賃金改定状況調査結果です。これは、中央最低賃金審議会でも使用している資料です。全国調査で、対象産業は全産業でございます。対象規模は、

30人未満です。こちらの6ページ、第4表の のところに、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率という表題になっておりますけれども、こちらの一番左に産業計がありまして、新潟県はBランクで、このBランクの金額を見ますと、令和5年6月の金額が1,355円、昨年と比べると賃金上昇率が2.0となっております。全産業計を見ますと、令和5年6月の数値は1,429円、賃金上昇率は2.1ということになっております。賃金上昇率がこういうことになっていることを参考としていただければと思います。

以上、概括的で恐縮ですが、資料については、細かいところをご覧になっていただきたいと思っております。なお、資料 9の基礎調査結果については、後ほど賃金指導官からご説明させていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、お手元に全国の各種商品小売業にかかわる審議の状況について一覧表にしているものをお配りしております。この後、異議申立、それから官報公示、発効という段階を経ますので、確定額ではないということをご承知いただきたいと思っております。現在、三つの県が出ておりまして、青森でプラス39円の921円、長野県でプラス40円の950円、鳥取県でプラス184円の902円、鳥取県は、多分埋没していた状態から、審議を経て最賃を上回る金額になったということだと思っております。今現在はこの三つ、この後、岡山が今現在審議中ということでございます。

それからもう1点、これも参考までにですが、新潟県には各種商品小売業のほかに自動車小売、電気・デバイス製造業の特定最低賃金がありますけれども、この二つについて答申が出ておりますので、これもご紹介したいと思っております。

まず自動車については、10月20日に結審しまして、現行の961円からプラス36円の997円、これは時間です。961円から36円引き上げられて997円。それから、電気についてですけれども、10月26日に結審しまして、965円から40円引き上げて1,005円、現行965円からプラス40円引き上げられて1,005円という数字になっておりますこともご紹介したいと思っております。私からは、以上とさせていただきます。

(部会長)

続いて、最低賃金基礎調査結果の説明をお願いします。

(賃金指導官)

私からは、基礎調査の結果につきまして、ご説明いたします。皆様のお手元にお配りしております資料 9をご覧ください。

この資料につきましては、新潟県の特定最低賃金であります各種商品小売業に従事する労働者にかかわる令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果を集計した資料になります。調査対象は、全規模の日本標準産業分類のI561「百貨店・総合スーパー」、I569「その他

の各種商品小売業」における新潟県全域の全規模の 32 事業所 1,081 人の方の労働者の令和 5 年 6 月分の賃金額にて集計を行っております。

3 ページをご覧ください。総括表(1)と記載があります。こちらにつきましては、規模別、年齢別に集計したものとなります。また、6 ページをご覧ください。総括表(2)につきましては、性別、年齢別で集計したものとなります。表の左側には、時間当たり所定内賃金額を記載しており、940 円までは 1 円刻み、941 円から 999 円までは 10 円刻み、1,000 円からは 100 円刻みの区分となっております。左上部にあります計の合計数字は、復元後の対象産業全体の労働者数となります。なお、18 歳未満、または 65 歳以上の労働者は、特定最低賃金の適用除外年齢となることからいずれの表にも計上されておらず、雇入れ後 6 か月未満の方で技術習得中の方、清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者の適用除外業務等に該当する方は、すべて省いて集計を行っています。

次に、本調査をもとに最低賃金に達していない労働者の割合、いわゆる未満率は、調査日の 6 月時点では新潟県最低賃金額が各種商品小売業特定最低賃金額を上回っていたため、3 ページをご覧いただきたいのですが、889 円区分の欄の労働者の割合となっております。累積の労働者数は 5 名で、0.1 パーセントとなっております。この総括表は細かいことから、21 ページから最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表という表題で見ただけであれば、今年の 6 月の 890 円から 1 円ごとに引き上げた額に応じた影響率と未満の労働者数が記載されております。

以上、簡単ではございますが、調査結果の説明とさせていただきます。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、何かご質問等がありますか。

(徳武委員)

ご説明ありがとうございました。この資料に関しては、本審の委員である私は見慣れているのですが、今日、初めて委員になれる方が多くいらっしゃって、初めて見られる方がほとんどだと思うのですが、その中で、特に資料の 9、今ご説明いただいた基礎調査結果の表なのですが、これが、私も初めて見たときに分かりにくいのかなと思ったのですが、これについてお願いなのですが、まずこの資料を捲っていただいて、1 ページ目に調査報告概要の説明がございます。ここに調査対象としての集計の内訳の表が載っていて、事業所数が 32 で、労働者数が 1,081 と書いてありますけれども、私の記憶では、この業種の事業所というのは全部で 57 だったと思うのですが、なぜ 57 事業所なのに 32 事業所しか調査の対象になっていないのかということが 1 点です。

それから、57 のうちの 32 事業所の労働者数を数えると 1,081 になったということだと思

うのですけれども、これを統計的に復元したものが、復元というのは57事業所なりに復元したものが基礎調査表の結果ですというお話だと思うのですけれども、この基礎調査表の8ページにトータルが出ていますけれども、ここの1,000円以上のところ、集計表の一番最後の行の1,000円のところ、1,000円以上でしょうか。すみません。1,100円でした。1,100円以上のところのトータルの人数を見てみると、4,734人となっています。一方で、資料10の申出書を見ると、この時点で基幹的労働者数が、この業種について5,373人いるのですということで、相当な乖離があるのですけれども、なぜこのような乖離が出ているのかということをご説明いただければと思います。

(賃金指導官)

それでは、私からご説明させていただきます。

1点目ですが、こちらの調査につきましては、1ページの事業所数32、労働者数1,081という数字がどのような形で出てきたかと言いますと、この調査に当たりまして、厚生労働省から新潟県の各種商品小売業の母集団事業所数が示されます。事業所数は42示されましたが、実態を見ると2件が各種商品小売業ではなかったことから2件を外して40事業所へ調査票をお送りした結果、ご回答いただいた事業所は32でした。

また、2点目の乖離の件につきましては、ご回答いただいた調査票に記載されている労働者数を集計すると1,081名でございました。これをもとに、復元率を掛けると3ページの左上の計の合計4,734人という数字が出てきます。この集計方法は厚生労働省の指示によるシステムに基づき集計した結果ということになっております。

乖離の原因としては、厚生労働省から母集団事業所数を示された時点で既に経済センサスのデータとの乖離が生じており、さらに調査時において労働者数に変動があったことではないかと思われます。

(徳武委員)

数字をとった時の時点の違いがあるということが一つ分かりましたし、この調査表、資料

9の調査表、これはあくまでも統計上推計したものであって、県内の実数を数えたものではありませんと理解しておきましょうというところでしょうか。分かりました。ありがとうございました。

(部会長)

ほかに何かご質問等はございますか。

ないようであれば、事前に事務局からお願いしておりました、労使双方それぞれの業界を取り巻く状況についてどう認識されているのか、それを受けて最低賃金の改正に向けたお考え、ご意見について説明いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、まず労働者側の代表委員からお願いします。

(片山委員)

改めまして、私、労働者側を代表いたしまして、片山からご説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。資料のない中ですから、少し長いですがお聞きいただければと思います。

まず、今回、基本的な考え方ということで、一つ目といたしまして、特定最賃と地域別最賃の役割と意義について、皆さん、ご存知の方もいらっしゃいますけれども、改めてその部分をご説明したいと思います。産業別特定最賃の歴史に関しましては、地域別最低賃金よりも早くから設定されている状況です。地域別最賃に準じる役割を特定最賃は担ってきたと。その後、全国で地域別最低賃金が確立して、特賃と重複するようになったというところからです。特賃の機能といたしましては、地域別最低賃金と異なりまして、特定産業の発展や優秀な人材の確保などの視点を持つという役割と、特定産業の公正競争の二つの観点があるということです。この特賃と地域別最賃の歴史的背景と役割がある中で、最近、地域別最低賃金に追い抜かれた特賃は早急に廃止すべきという認識もありますけれども、特賃を審議する以前に、必要性が認められない事案が散見されるというところなんです。地域別最賃の審議は中央最低賃金審議会の原則を踏まえつつ、本年の賃上げ状況や消費者物価の上昇、また、最賃の近傍で働く者の生活費、そして企業の支払い能力といった法的根拠である三つの要素を加味して議論された結果であります。

一方、特定最賃の水準に関しましては、昨年の時点での環境要件を踏まえた水準でありまして、その後、特賃を取り巻く環境が変化していることを踏まえれば、今年審議した地域別最賃が特賃を上回ることの必然性は否めないというところがございます、議論の整合性が課題であるとは認識しております。

まとめますと、つまり、今年の特賃のあるべき水準は、産業の代表的要素から、審議の申出がある以上、今年を取り巻く環境要件を踏まえて、改正された地域別最賃の水準をベースに、その産業で働く人たちの優位性、適正な賃金水準をどのように確保できるかという観点で審議に臨みたいと考えております。

続きまして、基本的な考え方の二つ目ですけれども、現状につきましては先ほど室長からお話がありましたが、改めて言いますと、2020年度から各種商品小売業に関しましては改定がなかったというところがございます、今でしたら県最賃の931円が適用されているというところがございます。昨年度も検討小委員会が開催されたのですが、最終的に全会一致で必要性ありとはならなかったというところなんです。今年度においては、公正競争ケースから労働協約ケースに移行して申し出ることができましたので、また使用者側の適

切な判断と公益側の良識ある見解によりまして必要性ありとなったことには感謝申し上げます。

特定最賃の優位性の確保というところになりますけれども、安い労働力を積み重ねても、各種商品小売業、とりわけ百貨店・総合スーパーの長期的な発展や他の産業よりも優秀な人材が集まることは少ないと考えております。我々の産業の将来やこれまでの優位性、産業への人材の囲い込み、それから小売業で働く人々の生活、そして魅力ある産業にするために、展望がどうあるべきかということ、特定最賃を審議するうえで重要視したいと考えて、この後、少しデータや資料に基づきながら述べていきたいと思っております。

その部分が基本的な考えでございまして、次に取り巻く環境ですけれども、社会情勢について少しお話しさせていただきますと、今年の春の賃上げ交渉につきましては、連合がとりまとめた結果によりまして、賃上げ率は平均で3.58パーセント、30年振りの高い水準であったことは皆さんもご存知だと思います。新潟県に関して言えば、3.31パーセントでした。経団連の発表では、賃上げ率の最終集計は大企業平均で3.99パーセント、やはりこちらも30年振りの高水準でありまして、来年度も物価高に負けない賃上げを続ける重要性を訴えておりました。それから、政府がいわゆる骨太の方針というところで閣議決定し、30年振りの高い水準の賃上げを持続的なものとするために、中小企業への賃上げ減税や助成などの支援を充実させる方針を示しました。また、最低賃金につきましては、急激な物価高に対処するために、2030年代半ばまでには全国加重平均で1,500円となることを政府として目指すということを示しているというところでございます。

そこは、取り巻く環境の社会情勢の部分ですけれども、次に同じ取り巻く環境での同一労働同一賃金を目指した水準確保についてお話しさせていただきますと、パートタイム有期労働法、有期雇用労働法が2020年に施行されまして、2021年4月には中小企業まで適用されたというのは皆さんもご存知だと思います。この法律ができた理由といたしましては、短時間労働者と言われる方と正社員との間で賃金を含めた労働条件における不合理な差があったことがもともになっているというところでございます。総合スーパーの現場では、短時間労働者が食品製造、販売とか品出し、売場管理、レジ業務など、基幹的な業務を担っているところです。正社員と同等の業務も多く、同一労働同一賃金の観点からも時間給で生活を支えている短時間労働者の処遇を改善する必要性があると考えております。さらに人材確保の関係から、労使ともに業界全体の発展、業界の社会的地位の向上につながるチャンスと捉えて引き上げていくことも共通認識としたいと考えております。賃金を上げることは、つまり消費拡大にもつながると思っておりますので、これはすべての労働者に波及すべき課題だと認識しております。そのような中で、私が所属するU Aゼンセンの部分でいきますと、2023年

度、短時間組合員の賃上げは7月時点で加重平均で5.08パーセント、金額にいたしますと52.6円となっております。正社員組合員の賃上げ率は3.64パーセント上回る状況で昨年以上に格差の是正が図られているというところが現状でございます。

続きまして、新潟県における状況についてお話しさせていただければと思います。まず一つ目といたしまして、人材流出と確保についてなのですが、有効求人倍率を見ても、過去の推移は全国平均より新潟県が高い倍率でありまして、直近の8月現在の新潟県内の有効求人倍率でも1.57倍で、全国平均が1.29倍と比較しても高い数値であるというところが分かると思います。具体的な人数で見ますと、8月の県内の月間有効求人数、パートを含むものでいきますと、5万3,637人に対しまして、月間の有効求職者数、パートを含むものに関しましては3万4,133人で、企業の人手不足感が数字にも表れているという状況でございます。

あと、県内のパートタイム労働者の8月の求人募集賃金に関しましては、上限と下限とが分かれておりまして、上限平均で1,051円、下限額で994円でありまして、実態といたしましては、地域別最低賃金よりも高い水準で募集されているという状況でございます。ちなみに、昨年度同時期の、8月の上限額でいきますと、募集上限金額が1,061円、そして募集下限平均額が966円と、下限のほうが今年8月は少し上がっているような状況でございます。この人材流出確保の部分でこういう数値を出させていただきましたけれども、これは物価高騰や人手不足を背景に処遇のよい企業へ転職する求職者が増加しているというところで、新潟県での採用競争率がすごく高まっているという状況ではないかと考えております。

ここで現場の人材確保の状況について、二人の委員から一人ずつ簡単に説明をさせていただきたいと思います。

(星田委員)

三越伊勢丹グループの星田と申します。どうぞよろしくお願いたします。私からメンバー、組合員の状況ということで少しお話しさせていただきたいと思います。

我々、新潟三越伊勢丹ということで、日々の生活とともに歩む身近な小売業ということで、自動レジであったり商品補充の工夫なども含めまして、やはり機械化ですとか効率化、あとは省人力化、そのようなところが進む中で、私たちの小売店の人の力、そういうところに求められるものといえば、やはり最終的にお客様の心に寄り添うことかなと思っています。また、そういうことでなくてはならないと思っています。やはり作業ではなくて、フェイスツーフェイスで、コロナ後、そういうところの付加価値ですとか、求められるところは大きくなってきていると思います。そういうフェイスツーフェイスの接客によって付加価値を生み出す、そういう業種産業と考えています。それから、特定各種商品小売業としての

優位性、こういうものを、今年特定最賃という形で確立していかなければならないと考えております。また、直近、コロナ以降、特に時間給の、組合においても新規採用の要員の定着というところに課題感を感じております。お客様のニーズに基づいた人の力、接客力、ご満足いただくというところを最大限発揮したとしても、やはり地域別最賃に近い水準であれば、やはりどこで働いても一緒ですよということがありますし、そういう形で人材流出というところも招きかねないと考えております。

特定最賃の復活というところがゴールとして考えてはおりません。地域別最賃とのいい意味でのギャップをいかにつくっていくか、それを保てていけるか、それが特定小売の人の力を最大限発揮して優位性を発揮するということに最終的につながっていくのではないかなと思いますので、私、星田からは、現場の状況としては以上とさせていただきます。ありがとうございます。

(廣松委員)

イオンリテールワーカーズユニオンの廣松と申します。よろしくお願いいいたします。私からは、小売業の現状を、弊社の状況を参考にお話ししたいと思います。

弊社は、いわゆるショッピングセンターと言われる店舗を県内に20店舗運営しております。人材確保におきましては、上中下越の人口動態や地域特性によりますが、いずれの店舗も潤沢とは言えない状況におかれています。特に高齢者が多い地域であったり、三条県央エリアのように製造業が中心の地域におきましては、小売りを選択してこられる方がそもそも少ないということがあります。先ほど説明がありましたように、県内の有効求人倍率も高く、採用環境の厳しさというものは労使共通の課題、あるいは環境課題と言えるのかなと思います。また、衣料品も扱っているので、うちとしても欲しい年代の層であったり、営業時間も長いので、欲しい時間帯の採用に苦戦しています。どうしても売上の構成上食品の売り規模が大きいので、ただでさえ少ない人員を食品に厚めに置くことで、衣料や住生活などの人員は常に削られており、ひっ迫している状態が続いております。

この状態は、プラントさんや丸大さん、トドロキさんも似たような状況かと思えます。一例を挙げますと、ある店舗では、住生活の広い売り場を一日二人体制、社員とパートタイマーでみているお店もあります。そこで働くパートタイマーの方がどのような仕事をしているかと言いますと、先ほどの説明の中にもありましたが、レジ業務であったり品出し、セールスやポップの準備、また人を貼り付けないといけない家電や寝具といった専門性の高い売り場での接客、さらには年賀状やお歳暮といった催事関連の受付やクレーム対応など、日々さまざまな業務をこなしております。また、商品や販促に関しても覚えることが本当に多くて、製造業が一番苦労や努力を知られております。本来であれば、これから迎えるクリ

スマスやお正月など、社会行事や地域催事に対応した売場、きれいに整えられた売場を毎日つくってお客様をお迎えしたいのですが、それが人手不足でなかなか叶わず、サービスレベルも低下しているという現状があります。食品売り場も同様に、セルフレジ等で省人化が進んでおりますが、何とかギリギリの人員で店舗を回している状態で、一人にかかる負荷もとても大きいものがあります。

小売業は製造業とは違い、従業員の働き方がお客様からも見えるので、いつもお買い物に来てくださるお客様の目には、さらに拍車をかけてこのくらいの時給だったらスーパーで働くのはどうかな、大変そうというように映り、ほかの業種に流れてしまうということがあります。そういった小売りの現場、従業員からは、時給での魅力がないと小売業をやっていただけないという声が上がっています。私たちは、365日、災害時であってもお客様の暮らしを守り豊かにしていくという使命のもと働いております。さらに充実したサービスをもって新潟の暮らしの水準を上げていくためにも、小売最賃の引き上げで小売業で働く方々を何とか増やし、小売業をとおして地域経済の活性化にも貢献していきたいと考えております。ぜひ引き上げをご検討ください。よろしく願いいたします。

(片山委員)

先ほど現場の意見をお話ししていただきましたが、そこと少し被るところはございますが、続いて説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、新潟県における小売業の役割と特定最賃の優位性の確保についてというところでございます。小売業、特に百貨店・総合スーパーにおきましては、他の業種と比べまして、先ほども話があったとおり、土日祝日勤務、盆や正月も出なければいけないとかということが当たり前で、営業時間の延長にもよりましてシフト勤務もでございます。生活スタイルが固定化しにくいなど、それらを懸念して人材が他の業種や産業に流動化しやすい特性をもっているのが、こういう小売業でございます。これは、小売業全体の業種特性になっているのですけれども、特に百貨店・総合スーパーにおいては、労働集約的産業ではございませんし、優秀な人材確保は重要な課題であると考えております。

インターネット販売が小売業に代替できるという指摘もございますけれども、販売やサービスを通じた地域コミュニティの役割までインターネット販売が代えることはできないと考えております。

近年、国内の地方百貨店が閉店に追い込まれる事例も散見されますけれども、コロナ禍以前のバブル経済崩壊以降、新潟県においてもいくつかあった百貨店が閉店や業態転換などでなくされたというところもございます。現在、県内唯一の百貨店が新潟伊勢丹であることは皆さんもご存知だと思われまます。新潟における新潟伊勢丹の存在意義は、小売業の中でも

高い付加価値のサービスを提供しまして、県民の文化性を維持し、新潟の中心市街地の中核となる店舗でありまして、同時に新潟の歴史、文化、情報発信の機能としてもなくてはならない存在が新潟伊勢丹ではないかと思っております。

また、イオンをはじめとする大型の総合スーパーにおかれましては、地域の個人消費の受け皿として新しいライフスタイルを発信する社会的インフラとして機能を発揮しているというところではあります。また、コロナ禍においても、感染リスクと向き合いながら、エッセンシャルワーカーといたしまして、連日安定的に生活必需品、食料品を中心に提供していただいて、県民の生活を支えていただいたという状況でございます。

その一方で、小売業や外食産業などサービス業においては、顧客から暴言を吐かれる、長時間拘束されるなどの迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントが多くなっているという状況は皆さんもご存知だと思います。そのきっかけとなるのは、顧客の不満のはけ口や嫌がらせ、あとは消費者の勘違いが半数を占めているというところでありまして、県民の生活を支えている小売業で働く者にとりましては、精神的ストレスとなっているという状況もよく話を聞きます。そういう小売業に新たに勤めるということ敬遠してしまう労働者も多いと話を聞いております。

このように、他産業とは異なる存在意義をもつ小売業で働く人たちが、やりがいと誇りを感じられるような労働条件がこの産業にも必要だと考えております。また、流通業の現場は、先ほどお話ししました人材流出の確保で上げたとおり、人手不足が続いておりまして、人材の採用拡大、他業種、または他県への人材流出を防ぐとともに、魅力ある産業、働き甲斐のある業種にしていくためには、やはり賃金水準の確保は必要だと考えております。

すみません。すごく長くなって申し訳ないのですが、もう少しだけお話をお聞きください。

回復傾向にある県内の企業状況についてなのですが、本年8月の時点で全国の百貨店・スーパーの売上額は1兆7,855億円、前年同月比では6.4パーセント増ということで、百貨店は4,287億円ということで、前年同月比で10.8パーセント増、スーパー関連に関しましては、1兆3,568円ということで5.1パーセント増という回復傾向にあるというところがございます。これは全国的な話ですが、新潟県における8月の百貨店・スーパーの売上額は388億4,900万円ということで、前年同月比で8.2パーセント増です。既存店ベースでいけば7.1パーセント増になっていて、新潟においてもこの業種は回復傾向にあるかなと数字で出ております。

全国的に外国人の観光客の増加が見込まれるということで、百貨店においてはよく言われるインバウンド効果というところがございますけれども、そちらも新潟でも期待される

のではないかとこのところでお話しさせていただきますと、県内の外国人も増えているというところではありますと、県内全体で外国人の宿泊者数は、7月現在ですけれども、1万6,850人、前月比でいけば111.5パーセントということです。前年同月比では399.3パーセントということで、新潟市においても言いますと、外国人宿泊者数は4,073人ということで、前月比で144.9パーセント、前年同月比で2,697.4パーセントということで、コロナが5類になったというところもございまして、そういう関係で外国人も増えてきているというところではないかなと思います。

しかし、いい話ばかりお話しさせていただきましたけれども、こちらとしても動向は今後確認しなければいけないというところではありますと、県内の企業の景況では、令和5年7月から9月期の全産業のPSIはプラス2.2パーセント上昇となっているのですけれども、4月から6月期よりも上昇が縮小しているという状況で、また、非製造業におかれましても前回の8.3パーセントから1.6パーセントとなっているという状況でございまして、先行きに関しましても少し伸びが少ない、下降気味になるというようなことも財務省の財務事務所が出しているものからも分かったというところでございます。

最後に一つ、イオン、伊勢丹も含めて新潟では大手の区分になるのですけれども、やはり中小の部分も少し気にはしないといけないのかなというところではございますが、中小企業に対する支援策の活用ということで、最低賃金改正による国の支援策、例えば業務改善助成金とかキャリアアップの助成金など、最大限に活用してもらいまして、賃上げの企業負担感を軽減できるように指導をお願いしたいというところでございます。また、原材料の価格やエネルギー費、労務費などのコストが上昇する中で、コスト増を下請けの中小企業だけでなく、サプライチェーン全体で負担し、中小企業でも賃上げできる環境を整備するために、中小企業庁が出しております、適正に価格交渉、価格転嫁できる環境を整備しているというところで、これは全国47都道府県に設置している万支援拠点に価格転嫁サポート窓口というものを新設しておりますので、そちらに関しましては中小企業の価格交渉、価格転嫁の後押しをしていることも広く経営者団体から指導をお願いしたいというところでございます。

かなり長く基本的な考え方を踏まえ、現状も踏まえましてご説明させていただきましたが、以上のことから、小売業で働く人材確保の視点や今後の業界の優位性、継続性を踏まえまして、適正な労働価値である各種商品小売業の特定最低賃金について議論をお願いしたいと考えております。

(部会長)

ありがとうございました。次に、使用者側の代表委員からご意見を申し上げます。

(徳武委員)

では、使用者側委員を代表しまして、私から基本的な考え方などについてお話しさせていただきます。

その前に、一般経済状況、あるいは業界の動向については、今、片山委員からていねいにご説明をいただきました。基本的な数字とか、そういう部分、あるいは業界等を取り巻く問題点については、そうそう基本的な認識は大きく変わっていないのかなと思われま

す。何点か、私、使用者側委員としては少し見方が違うかなという部分もあります。例えば、賃上げの実績について、非常に高い数字だったというようなお話もありましたけれども、私ども、注意しなければいけないと思っているのは、この数字は賃上げができたという報告がそれぞれの取りまとめ団体にあった事業所の数字であって、県の調査などを見ますと、地方の中小企業においては、賃上げそのものができなかったと、あるいは賃上げをする余力はないのだけれども、人材確保、あるいはほかの業種、事業者と足並みをそろえると、そういうことを横目で見るということで、やむなく賃上げを行ったというような事業所も相当な数だと認識しておりますし、最近の新潟県の調査では、価格転嫁が全然進まないという中で、資金繰りに不安を覚えるという企業が相当数あるというようなことも、統計としては出ております。

また、最低賃金が今後 1,500 円を目指すというような政府の方針について言及されましたけれども、使用者側としても、最低賃金の底上げを図ると、例えば 1,500 円であればそれはそれで否定するものではないと考えておりますけれども、問題は、特に中小企業中心に、1,500 円を支払うための生産性の向上をどのように成し遂げていくのかというものが、政府から示されていないと。最低賃金を上げるという数字だけが独り歩きをして、その裏付けをどうしていくのかということがまったく取り上げられていないということについて不安を覚えているということでございます。

それから、同一労働同一賃金の問題についての言及がありました。ご指摘のとおり、法令遵守というところもありますけれども、同一労働同一賃金については当然だと思いますが、一方で表面的な仕事と同じ量であっても、例えば職務の責任の度合い、あるいは配置転換の有無など、人材の活用の仕組みなどについて違いがあるのであれば、違いに応じた合理的な差異は容認されると、それまで否定されるものではないということに注意が必要だと思います。

それから、最低賃金と人口移動についてのお話もあったかと思うのですが、これは中央最低賃金審議会でも、令和 3 年の資料だと思いますけれども、その中に、最低賃金と特に大都市圏への人口流出については、相関性が明確に見られないと。特に最低賃金近傍で働く労働者の異動については、それ以外の労働者と比べて明確な傾向が見られないとい

うような結論づけがされていることに注意が必要だと思います。

そのほかは、いろいろ重複しますので説明は省きますので、基本的な考えを説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

冒頭、片山委員からもお話がありましたように、近年、各種商品小売業の特定最低賃金の申出については、公正競争ケースということで申し出をされましたが、労使で議論をいたしましたところ、今、この業種の労使ともに法令遵守ということが徹底されている中で、公正競争を阻害しているという事例については見られないということで、特定最低賃金の改正の必要性に当たらないということで、改正の見送りがされてきたところですが、今般、労働協約ケースに移られたと、資料の10にもありましたけれども、多くの割合を占める従業員の方に労働協約が適用されるに至ったということで、労使のご尽力に敬意を表するとともに、今回、改正の必要性がありということで、本審で結論づけられたところでございます。

さて、そこで各種商品小売業の特定最低賃金についての基本的な考え方ですけれども、こちらに出席の委員の皆さんは、もうすでにこちらの資料に目を通されていると思いますので今更申し上げるまでもないと思いますけれども、念のため申し上げますと、特定最低賃金とは、これは中央最低賃金審議会におきまして、その業種の労働条件の向上、または事業の公正競争確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認めるものに限定して設定するべきものとされています。これに照らしまして、現状の各種商品小売業の特定最低賃金について、まず業種の労働条件の向上という点から見てみますと、現在、各種商品小売業の特定最低賃金は、先ほど資料のご説明にありましたとおり、令和元年に改定されました842円ということですが、同業種については地域別最低賃金が適用されております。この地域別最低賃金は、令和2年度におきましては、コロナ禍で1円の引き上げにとどまりましたけれども、近年、物価の上昇率、あるいは一般の賃上げ率を大幅に上回って引き上げられており、現状で931円、つまり令和2年以降で101円、12パーセント引き上げられております。その結果、県内の各種商品小売業におきまして、地域別最低賃金の931円を上回る事業所内最低賃金の労働協約が存在するのは1社のみとなり、その1社の協定額も935円であり、地域別最低賃金額とほとんど差がなくなっているものと承知しております。

次に、事業の公正競争の確保につきましては、先ほど申し上げましたように、各種商品小売業において公正な競争が阻害されていないということについては、労使双方で確認済みでございます。

以上から、各種商品小売業におきましては、すでに労働条件の向上がなされ、公正競争も確保されているものと言えらると思います。また、採用賃金も含めまして、賃金をいくらにす

べきか、これにつきましては、各事業者が経営の状況や自社の事業戦略、あるいは労働市場の状況、賃金相場、従業員の技能や業務の内容などに応じ、労使交渉も踏まえ自主的に決めるものでございます。当然ながら、そうは申しましても、賃金の最低額を保障するという最低賃金制度も必要であると考えますが、先ほど申し上げましたように、各種商品小売業におきましては、現状、地域別最低賃金を上回る事業所内最低賃金の労働協約が存在するのは1社のみとなっていると承知しております。このように、業種の中の特定の1社の労働協約により、その業種内すべての事業所に罰則付きで一律に強制適用される特定最低賃金を課すことは適切とは言えません。さらに、各種商品小売業の扱う衣食住の各商品につきましては、諸々の分野で多くの競合事業者が存在しており、各種商品小売業とそれらの業種の事業者の事業の形態や従業員の業務の内容も大きな違いがない中で、各種商品小売業のみに特定最低賃金を課すことは公平性を失わせるものであり、場合によっては地域別最低賃金の意義そのものを失わせることにもなり、適切とは言えません。

さて、我が国では、先ほど片山委員もご説明されましたが、地域別最低賃金制度の普及整備が進められてきた歴史があり、現在では地域別最低賃金がすべての労働者に一律適用されています。これに伴い、特定最低賃金は低賃金労働者が多い業種に最低賃金の適用を法律的拡大を図るといふ、それまでの経過措置的な役割を終えたことにより、冒頭申し上げましたように、限定的に認めるべきものとされました。

これまで申し上げました点も踏まえ、各種商品小売業に地域別最低賃金を上回る特定最低賃金を課すことの必要性に疑問を持たざるを得ませんが、この点につきましては、状況に応じて、次回の必要性審議において議論をさせていただくこととし、この度の各種商品小売業の特定最低賃金の額がいくらであるべきかについては、地域別最低賃金の額と乖離することは適切でないと考えるところであります。

(部会長)

ありがとうございました。労使双方から発言をいただきましたが、この時点で何かお互いにご質問等はございますか。今の段階ではまだでしょうか。

それでは、審議に入りたいと思います。では、二者協議ということで進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、まず労働者委員からお願いしたいと思いますので、席にご移動をお願いします。

(二者協議)

(部会長)

それでは、全体会議を再開します。

金額については、90 円引き上げて、932 円とするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、発効日について説明をお願いします。

(室 長)

最短での手続きを申し上げます。本日、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定についてご答申をいただきました場合、最低賃金法第 11 条並びに最低賃金法施行規則第 8 条に基づき本日異議申立に係る公示を行い、公示の日から 15 日経過した日である 11 月 15 日までに異議申立期間と定めます。仮に異議の申立がなされなかった場合、11 月 30 日に官報公示を行い、それから 30 日経過した日、12 月 30 日が発効予定となります。以上、報告いたします。

(部会長)

今の事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

そうしましたら、異議がないようですので、この内容で報告することとしたいと思います。では、朗読をお願いします。

(報告文案配布)

(賃金指導官)

私から読み上げさせていただきます。

専門部会報告案。

令和 5 年 10 月 31 日。

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子殿。

新潟地方最低賃金審議会 新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会 部会長 二岸直子。

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定について(報告)。

当専門部会は、標記について、令和 5 年 10 月 31 日に会議を開催し、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので報告します。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりです。

記 公益代表委員、磯部亘、二岸直子、畠山典子。

労働者代表委員、片山晃、廣松千里、星田竜介。

使用者代表委員、和泉敦志、徳武裕一、長谷川正史。

別紙 新潟県各種商品小売業最低賃金。

1 適用する地域 新潟県の区域。

2 適用する使用者 前号の地域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満または65歳以上の者。

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。

（3）清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者。

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 932円。

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6 効力発生日 法定どおり。

以上です。

（部会長）

それでは、この内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

そうしましたら、7月7日に開催いたしました第1回新潟県最低賃金審議会において、本会で全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、その決議を新潟地方最低賃金審議会の決議とする旨議決されておりますので、この場で局長宛てに答申いたしたいと思っております。答申案をお願いします。

（答申文案配布）

（部会長）

答申案を読み上げ願います。

（賃金指導官）

私から読み上げさせていただきます。

答申文案。

令和5年10月31日。

新潟労働局長 西岡邦昭殿。

新潟地方最低賃金審議会会長 長谷川雪子。

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和5年8月7日付け新労発基 0807 第3号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙につきましては、専門部会報告と同一でありますので、省略とさせていただきます。以上です。

(部会長)

では、この内容で答申するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、このとおり答申いたします。

(答申文手交)

(労働基準部長)

本日が最後の専門部会となりますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、また業務が非常に過酷であったにもかかわらず、タイトな日程の中、調査・審議をしていただきまして、さらに本日全会一致という結論をいただきましたことに関しまして、心から感謝申し上げます。先ほど事務局からご説明させていただきましたとおり、順調にまいりますと12月30日に発行を予定しているところでございます。今後は、改正されました特定最低賃金の周知とその履行確保ということが焦点になってまいりますけれども、全力を挙げましてそれに取り組む所存でございます。

委員の皆様方のご尽力に改めて感謝申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

(部会長)

何とか全会一致で結審することができました。ありがとうございました。

これで議事がすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。

(事務局)

お疲れさまでした。これで令和5年度新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会の審議はすべて終了しました。皆様、お疲れさまでした。